

学校法人大阪電気通信大学評議員報酬等に関する内規

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大阪電気通信大学評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 職員評議員とは、評議員のうち、学校法人大阪電気通信大学就業規則第2条に定める者をいう。
- (2) 学外評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規則に基づくもの及び旅費は含まない。

(報酬)

第3条 評議員に対して、報酬は支給しない。

(旅費)

第4条 評議員に対して、別に定める出張旅費規則(法人事務局・大学)に基づき、旅費を支給する。

附則

本内規は、2022年4月1日から施行する。